

別紙

(凡例)

- 「法」 道路交通法(昭和35年法律第105号)
- 「府令」 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)
- 「規則」 運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)
- 「告示」 運転免許取得者教育の認定に関する規則第二条第一号口の規定に基づき、自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であって国家公安委員会が指定するものを定める件(平成12年国家公安委員会告示第5号)

第1 運転免許取得者教育の課程の区分

1 内容

法第108条の32の2第1項の国家公安委員会規則で定める運転免許取得者教育の課程の区分は、次に掲げるとおりとする。(規則第1条)

- (1) 大型自動車又は普通自動車(第4の1(1)において「大型自動車等」という。)の運転の経験が少ない者に対するもの
- (2) 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車(以下「大型自動二輪車等」という。)の運転の経験が少ない者に対するもの
- (3) 高齢者に対するもの
- (4) 気候、地形その他の地域の特性に応じた運転に関する技能及び知識を習得しようとする者に対するもの
- (5) 運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者((1)及び(2)に該当する者を除く。)に対するもの

2 その他

- (1) 1(1)及び(2)の「運転の経験が少ない者」には、いわゆるペーパードライバー及び運転免許(仮運転免許を除く。以下「免許」という。)を受けている期間が短い者が該当する。
- (2) 1(3)の「高齢者」とは、一般的には65歳以上の者が当たるが、規則においては、運転免許取得者教育の認定制度が任意のものであること及びいわゆる壮年期以降の運転適性の変化は個人差が大きいことを踏まえ、より幅広い年齢層の者が教育を受けることができることとなるよう、年齢を限定していない。
- (3) 1(4)の「気候、地形その他の地域の特性に応じた運転」には、雪道での運転等が該当する。
- (4) 1(5)の「運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者((1)及び(2)に該当する者を除く。)」には、「運転の経験が少ない者」以外の者で、自動車等の

運転に関する技能及び知識を向上させようとするものが該当する。

第2 運転免許取得者教育の課程において指導を行う者の基準

1 内容

- (1) 法第108条の3第2の2第1項第1号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者教育を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であつて、教習指導員資格者証の交付を受けたもの（当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車の種類（原動機付自転車を用いる場合にあつては、大型自動二輪車又は普通自動二輪車。以下同じ。）に係るものに限る。）又は次のア及びイのいずれにも該当するものであり、かつ、当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転することができる免許を現に受けているもの（免許の効力を停止されているものを除く。以下「運転免許取得者教育指導員」という。）とする。（規則第2条）

ア 次のいずれかに該当する者

- (ア) 法第99条の3第4項第1号に該当する者（運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車の種類に係るものに限る。）
- (イ) 自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であつて国家公安委員会が指定するものを修了した者（当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車の種類に係るものに限る。）
- (ウ) 当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車等の種類に係る運転免許取得者教育に従事した経験の期間が3年以上の者で、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が当該自動車等の種類に係る運転免許取得者教育に関し（ア）又は（イ）に掲げる者と同等以上の技能及び知識を有すると認めるもの
- (エ) 応急救護処置の指導又は運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）を行う場合において、公安委員会が応急救護処置の指導又は運転適性指導に必要な能力を有すると認める者

イ 次のいずれにも該当しない者

- (ア) 21歳未満の者
- (イ) 法第117条の3第2号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- (ウ) 自動車等の運転に関し刑法（明治40年法律第45号）第211条の罪又は法に規定する罪（法第117条の3第2号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- (2) (1)ア(イ)の自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であつて国家公安委員会が指定するものは、新任教習指導員（技能）課程、新任大型

二輪教習指導員課程、新任大型二輪技能検定員・教習指導員課程及び届出教習所指導員課程とする。(告示)

2 その他

- (1) 1(1)で原動機付自転車を用いて行う運転免許取得者教育について、大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者により指導が行われることを認定の基準としたのは、原動機付自転車については、教習指導員資格者証がないものの、大型自動二輪車又は普通自動二輪車と同様二輪車であり、その運転特性や指導事項が共通するものであることに基づくものである。
- (2) 1(1)ア(ア)には、教習指導員審査に合格したが、いまだ教習指導員資格者証の交付を受けていない者等が該当する。
- (3) 1(1)ア(ウ)には、自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の教官をしていたことがある者等が該当する。
- (4) 1(1)ア(エ)の「公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者」には、公安委員会が行う応急救護処置の指導に必要な能力を有する者を養成するための講習(応急救護処置指導者養成講習)を受け、その課程を修了した者等が該当する。
- (5) 1(1)ア(エ)の「公安委員会が運転適性指導に必要な能力を有すると認める者」には、自動車安全運転センターが実施する運転適性講習指導員研修等を修了した者等が該当する。
- (6) 1(2)については、届出自動車教習所指導員と同等以上の能力を有する者を運転免許取得者教育指導員とする観点から、これらの課程を指定したものである。

第3 運転免許取得者教育に用いられる設備の基準

1 内容

法第108条の32の2第1項第2号の国家公安委員会規則で定める設備は、次に掲げるとおりとした。(規則第3条)

(1) 次に掲げるコース

- ア 第1の1(4)に掲げる課程以外の課程に係る運転免許取得者教育にあつては、おおむね長円形で、60メートル(大型自動二輪車又は普通自動二輪車を用いて行う運転免許取得者教育にあつては50メートル、原動機付自転車を用いて行う運転免許取得者教育にあつては20メートル)以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース
- イ 大型自動二輪車等に係る運転免許取得者教育(第1の1(4)に掲げる課程以外の課程に係るものに限る。)にあつては、おおむね直線で、周回コースと連絡し、コースが相互に十字形に交差する幹線コース
- ウ ア又はイに掲げるもののほか、法第108条の32第1項の認定に係る運転免許取得者教育に適する形状及び構造を有する坂道コース、屈折コース、曲線コースその他の種類のコース

(2)(1)に掲げるもののほか、当該認定に係る運転免許取得者教育を行うために必要な建物その他の設備

2 その他

(1)1(1)ア及びイに掲げるコースは、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第1号)で定めるところにより、届出自動車教習所が、公安委員会による教習の課程の指定を受けるための基準と同等である。

(2)1(1)イで、大型自動二輪車等に係る運転免許取得者教育について、「幹線コース」を要することとしているのは、大型自動二輪車等については、道路上で運転の実習を行うことは危険であることから、運転の実習はコースにおいて行う必要があると考えられるためである。

(3)1(1)ウは、運転免許取得者教育の具体的な教育事項(坂道の走行、縦列駐車、方向変換等)は、認定を受けようとする者が任意に決めることができることから、実施しようとする教育事項に応じて必要なコースを用いることを基準としたものである。したがって、例えば、雪道における自動車等の運転に関する運転免許取得者教育を行う場合においては、スキッドパン(凍結コース)等を用いることが必要となる。

第4 運転免許取得者教育の課程の基準

1 内容

法第108条の32の2第1項第3号の国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。(規則第4条)

(1)次の表の左欄に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる教育事項について、同表の右欄に掲げる教育方法により、あらかじめ教育計画を作成し、これに基づいて行われるものであること。

課程の区分	教育事項	教育方法
ア 第1の1(1)に掲げる課程	(ア)大型自動車等の運転について必要な技能及び知識 (イ)大型自動車等の運転について必要な適性 (ウ)運転者としての資質の向上に関すること。	大型自動車等、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
イ 第1の1(2)に掲げる課程	(ア)大型自動二輪車等の運転について必要な技能及び知識 (イ)大型自動二輪車等の運転について必要な適性 (ウ)運転者としての資質の向上に関する	大型自動二輪車等、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこ

	こと。	と。
ウ 第1の1(3)に掲げる課程	(ア)自動車等の運転について必要な技能及び知識 (イ)身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性 (ウ)運転者としての資質の向上に関すること。	自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材等必要な教材を用いて行うこと。
エ 第1の1(4)に掲げる課程	(ア)気候、地形その他の地域の特性に応じた自動車等の運転について必要な技能及び知識 (イ)運転者としての資質の向上に関すること。	自動車等、運転シミュレーター、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
オ 第1の1(5)に掲げる課程	(ア)自動車等の運転について必要な技能及び知識 (イ)自動車等の運転について必要な適性 (ウ)運転者としての資質の向上に関すること。	自動車等、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
備考 この表の中欄に掲げる教育事項のうち、同表のアの(イ)及び(ウ)、イの(イ)及び(ウ)、ウの(ウ)、エの(イ)並びにオの(イ)及び(ウ)に掲げる教育事項についての運転免許取得者教育は、行わなくてもよい。		

(2) 各々の運転免許取得者教育の課程に係る教育時間が2時間以上であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間が1時間以上(第1の1(1)に掲げる課程又は第1の1(2)に掲げる課程(原動機付自転車に係るものを除く。)にあっては、2時間以上)であること。

2 その他

(1) 1(1)の表の備考で、同表に掲げる教育事項のうちの一部は行わなくてもよいこととしたのは、運転免許取得者教育は、運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせるための教育であることから、「自動車等の運転について必要な

技能及び知識」はすべての課程において必ず行わなくてはならないこととし、その他の教育事項は任意的なものとしたものである。

ただし、高齢者は一般に身体機能の低下が著しく、その検査等を行う必要性が高いことから、第1の1(3)に掲げる課程については、「自動車等の運転について必要な適性」についても必ず行わなくてはならないこととする。

(2) 第1の1(3)に掲げる課程については、「自動車等の運転について必要な適性」についての教育を必ず行わなくてはならないこととしたことから、教材に「運転適性検査器材」を掲げた。また、第1の1(4)に掲げる課程については、教育内容として、運転シミュレーターにより再現された特殊な地形における自動車等の運転に関するものが考えられることから、教材に「運転シミュレーター」を掲げた。

(3) 1(2)については、現在、自動車教習所等で行われている運転免許取得者教育の実態を踏まえ、教育時間を2時間以上とするとともに、運転免許取得者教育は自動車等の運転に関する技能を向上させることを主な目的とすることから、自動車等の運転の実習に係る教育時間を1時間以上としたものである。

ただし、ペーパードライバー又は免許を受けている期間が短い者に対する課程については、運転技能を向上させるためには自動車等の運転の実習を十分に行う必要もあると考えられることから、当該運転の実習に係る教育時間を2時間以上とした。